

令和元年度 栗東西地域包括支援センター 年間計画

資料6-2

基本運営方針	地域で安心して生活できるよう「安心を支える福祉を推進するまち」の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築を目指します。、高齢者が身近な地域の中で、安心して暮らし続けるためには、その時々に応じたさまざまな支援が必要です。地域包括支援センターの3職種がそれぞれの専門性を発揮し、地域で活躍する医療・介護・福祉の専門職、地域関係者と関係づくりを進め、相互に連携・協働しながら、チームアプローチにより高齢者を包括的に支えていきます。
重点目標	1. 市と地域包括支援センターとの連携強化 2. 個別事例対応時の地域づくりの意識化 3. 自立支援に資するケアマネジメント支援の実施 4. 認知症の人やその家族への支援

	個別事業名	基本方針	計画	進捗状況	次年度の取り組み
総合相談支援業務	総合相談支援の実施	高齢者本人や家族、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、3職種が情報を共有し、総合的に対応できる体制とします。具体的には寄せられた多様な相談の内容や実態把握をもとに、専門性、継続性、または緊急性があるかどうかの判断を行い、相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供や関係機関への紹介などにより高齢者本人や家族が、自ら解決できるように支援を行います。また、継続的、専門的な相談が必要な場合は支援計画を作成し、適切なサービスや制度につなぐなど継続的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護、福祉、保健など多様な相談に応じ、関係機関の連絡調整することができるように担当者を把握し積極的にコミュニケーションに努める。 ・相談内容からどのような支援が必要かを把握し自己の考えを述べるができる。 ・3職種で情報共有したのち、地域における適切なサービスへ繋ぐことができる ・3職種の情報共有は朝のミーティングや必要な場合内部会議を行う。その際必要な資料をそろえる。 ・内部会議を行った際は必ず会議録を残す。 		
	ネットワークの構築	担当地域の関係者と信頼の置ける関係を作り、情報・相談が寄せられやすい、身近な地域包括支援センターに努めます。支援を必要とする高齢者を早期に見出し、適切な支援につなぐとともに、継続的な見守りや更なる問題の発生の防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターのチラシを配布し、PR活動を実施する。 ・相談内容から実施に必要なネットワーク構築へ取り組むことができるように地域の活動に目を向け情報を得る。 ・地域へ出向いていき実態把握に努める ・相談しやすい環境づくりを目指す。 		
権利擁護業務	高齢者虐待の相談対応	ケアマネジャーや介護サービス事業所、医療機関などの関係者また民生委員児童委員などの地域関係者などからのさまざまな相談の中から、高齢者の権利侵害を見落とさないよう、情報を共有し、早期発見に努めます。また、虐待事例については、受付記録を作成し速やかに栗東市に通報し、その現状から深刻な事態に陥らないよう問題解決を図るとともに、栗東市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、栗東市が主催する会議等に出席します。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待対応研修に参加する。(武田・作田) ・困難事例などから虐待に発展するリスクを見つけ提案し情報を共有する。・高齢者虐待定例会議の必要資料を作成する。そのために訪問したり、関係者から情報を集め、継続的なかかわりをつけていく。 ・コア会議の場合には、速やかに事実確認で集めた情報をまとめ、虐待の有無の判断と緊急性の判断ができるように努める。その後対応方針に沿って継続したかかわり続ける。 ・関係機関と解決に向け関わる。 		
	高齢者虐待の防止・啓発	担当地域において民生委員児童委員等、関係者に対し相談窓口の周知のための啓発活動を行います。また、高齢者虐待防止・早期発見のための啓発を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・栗東西圏域の民生委員にあいさつを兼ね、地域包括支援センターの役割や虐待の早期発見への啓発を行う。 ・ケアマネジャーへの虐待研修を市と連携しながら行う。 		
	高齢者の権利擁護にかかる制度の周知と利用支援	認知症の人や独居高齢者、高齢者のみの世帯の増加など、自分では権利を守ることに困難な高齢者が、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などを積極的に活用し、高齢者の生活の維持を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の知識を深め関係機関と連携をとり高齢者の生活の維持に努める。 ・市民への権利擁護の啓発。 		
	消費者被害の防止	消費者被害の相談を受けた相談内容について、消費者相談窓口または関係機関への情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。また、消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等関係者への情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務の中から消費者被害の内容を確認した場合は、速やかに関係機関への情報伝達を行うとともに被害を防ぐ対応をとる。 ・被害回復のための関係機関等との連携に努める。 ・消費者被害に関する情報を民生委員や、介護支援専門員、ホームヘルパーなどの事業所関係者へ情報提供する。 		
継続的ケアマネジメント業務	ケアマネジャーに対する支援	ケアマネジャーの日常業務の実施に関して、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。また、ケアマネジャーが受け持っている支援困難事例について、ケアマネジャーが問題解決に対処できるよう、3職種による多面的な後方支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議に積極的に参加する。 ・相談しやすい環境づくりと関係性づくりに努める。 ・困難事例については、ケアマネの意向を確認しながら同行訪問を行い、3職種で方向性を確認し、相談や助言を行う。 		
	ケアマネジャー同士のネットワークづくり	ケアマネジャー同士のつながりを構築することで、ケアマネジャーがやりがいを感じて仕事を続けていくことができるよう、ケアマネジャー連絡会の企画などに協力します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー連絡会議に参加する。(坂田・宮下・作田) また企画の協力を行う。 ・ケアマネジャー代表者連絡会に参加する。(坂田・作田) 		
	ケアマネジメント支援会議等への参加・協力	高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実践のため、ケアマネジメント支援会議等に参画することにより、ケアマネジャーと共に「本人らしさ」を支援するケアマネジメントについて検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント支援会議に参画し支援するケアマネジメントについて検討する。 		
ケアマネ介護予防業務	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務	対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、対象者の意欲を引き出し、自主的に取組みを行えるように支援します。また、ケアマネジメント実施については、積極的に地域の様々な社会資源を活用し、対象者が地域において、いきがいや役割を持ち、活動性が高められるよう努めます。なお、居宅介護支援事業所に委託している要支援認定者等のケアマネジメントについては、ケアマネジャーからの報告・相談を受けながら、ケアマネジャーの作成したプランを元にサービス担当者会議等で自立支援を促すプランの共有を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意欲を引出し自主的な取り組みを支援するケアマネジメントを計画する。 ・居宅支援事業所に委託しているケースは、ケアマネの報告・相談を受け作成したプランを元のサービス担当者会議で自立支援を促すプランを共有する。 		

令和元年度 栗東西地域包括支援センター 年間計画

認知症施策推進業務	認知症の正しい理解に関する普及啓発	地域住民や関係機関等が認知症の人やその家族を地域の中で支え、関係機関との見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及を行います。また、認知症キャラバン・メイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を活用した取組みを行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に対する症状や治療の理解、その家族を支えるための知識の理解を深める。 認知症推進員の研修に参加する。(岩本) 見守る体制を構築するために認知症サポーター養成講座を行う。 		
	認知症の人やその家族への支援	認知症の進行状況にあわせ、適切なサービスが提供されるよう栗東市の作成する認知症ケアパス、地域包括支援センターの相談窓口の周知を行い、相談に対しては3職種が協力して必要な支援を行います。認知症の人やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関等の関係機関との連携・協力体制構築のための取組みを行います。地域密着型事業所等と協働し、認知症の人やその家族が気軽に立ち寄り・相談できる場所づくり(認知症カフェなど)の支援を行い介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう取組を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内で行われている認知症カフェの把握を行う。 生活支援コーディネーターと定期的な情報共有を行う(会議開催) 認知症に対する症状や治療の理解、その家族を支えるための知識の理解を深め関係機関と連携をとり継続的な支援を行う。 緊急性や困難ケースなど3職種で情報共有し方向性を判断し支援を行う。 家族負担が多い場合も多く、対象者とその家族の思いをくみ取り支援を行う。 		
	認知症初期集中支援チーム員活動	認知症の人やその家族が抱える多様な問題を解決するため、市が設置するより専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、認知症初期集中支援チームを活用しチーム員として活動します。かかりつけ医や関係機関とのネットワークの構築のための取組みを栗東市と連携して行います。	<ul style="list-style-type: none"> 認知症初期集中会議に参加する。(岩本・作田) 総合相談の中で対応が困難な場合や認知症初期集中支援の条件にあてはまる場合は関係者の連携をとり情報の整理を行い会議へかける。 会議での方向性に基づき継続的なかわりを行う。 		
介護連携業務・在宅医療	市民への啓発	大切な人や自分の最期を考え「生き方を見つめる」集い～生き方カフェ～等を通じて、在宅医療・介護サービス等の啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 生き方カフェに参加する。(坂田) 未来ノート活用の出前講座に参加する。(作田・岩本) 在宅医療・介護サービスなどの啓発を行う。 		
	関係機関との連携	栗東市の主催する多職種による情報交換会や研修会に参加し、高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で暮らし続けるための医療・介護連携における課題解決のための連携に努め適切な支援につなげます。	栗東市、草津市の主催する多職種による情報交換会や研修会に参加する。		
備 日常生活支援体制整備 事業との連携・協力	地域資源等の情報共有	総合相談や地域包括ケア会議等において把握された地域資源や地域課題について地域ささえあい推進員と情報の共有を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> 地域ささえあい推進委員と定期的な情報共有の場(会議)を設定する。 総合相談などを通じて市民から住民主体の活動や可能性を発見した場合は協議体の設置にむけ地域ささえあい推進員に情報提供を行う。 		
	協議体設置への協力	地域ささえあい推進員が地域住民に主体的な活動を働きかけるとき、また、圏域センターが住民主体の活動の可能性を発見したときなど、協議体の設置に向けて地域ささえあい推進員に対し活動支援や情報提供を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 地域ささえあい推進委員と定期的な情報共有の場(会議)を設定する。 総合相談などを通じて市民から住民主体の活動や可能性を発見した場合は協議体の設置にむけ地域ささえあい推進員に情報提供を行う。 活動に向け地域ささえあい委員に対して活動支援を行う。 		
地域ケア会議	個別地域ケア会議の開催	個別事例の検討を通して、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、専門職や地域の支援者が協力して個別課題解決に向けた協議をする場として個別地域ケア会議を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 個別地域ケア会議が開催できるように、専門職や地域の支援者の把握やかかわりについて情報を把握する。 地域ケア会議やケアマネジメント支援会議開催に向けて研修(スーパービヨーン)に参加する。(作田・坂田・武田) 困難事例などから個別地域ケア会議の必要性を検討し開催する。 		
	圏域での地域ケア会議の開催	地域包括ケアシステムの実現に向けて、各地域包括支援センター連絡会の中で、それぞれ実施した個別地域ケア会議や総合相談の内容から、各地域の課題を整理・協議します。	<ul style="list-style-type: none"> 困難事例などから個別地域ケア会議の必要性を検討し、開催する。 開催した件数や内容を分析し地域課題を明確化する。 		
	地域包括ケアシステム推進会議への参画	地域包括支援センター連絡会において把握された地域課題について、地域包括ケアシステム推進会議にて報告を行い、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について市や各関係機関と協議を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括連絡会議に参加する。 個別地域ケア会議を通して地域の課題に取り組む。 取り組んだ結果を方向する。 		